第２７回秋田市情報公開・個人情報保護審査会会議録

１　日　時　　令和５年５月１７日（水）午後５時５５分～午後７時１０分

２　会　場　　会議兼応接室

３　出席者

（審 査 会）　柴　田　一　宏　会長
上　田　晴　彦　委員
佐　藤　郁　子　〃
竹　田　勝　美　〃
中　澤　俊　輔　〃
橋　田　直　久　〃

（事 務 局）　鈴　木　　勉　総務部長
大志賀　雅　孝　総務部次長
本　田　　徹　文書法制課長
佐々木　由　佳　〃　副参事
小　玉　重　光　〃　主席主査
佐　京　円　子　〃　主席主査

４　議事

(1) 会長の選任
(2) 会長職務代理者の指名
(3) 会議録署名委員の指名
(4) 行政不服審査法に基づく審査請求について（第１回）
　ア　概要説明資料
　イ　諮問に至る経緯
　ウ　審議の進め方
　エ　主張の整理

５　報告

(1) 令和４年度情報公開制度の運用状況について
(2) 令和４年度個人情報保護制度の運用状況について

６　その他

事務局 （佐京）	「第２７回秋田市情報公開・個人情報保護審査会」を開催する。 委員を紹介する（資料１） （委員の紹介）
事務局 （本田）	職員を紹介する。 （職員の紹介）
事務局 （佐京）	ここで総務部長より挨拶を申し上げる。 （総務部長挨拶。挨拶後、総務部長および次長退席）
事務局 （佐京）	議事に入る。定足数の確認であるが、委員６名が全員出席しており、秋田市情報公開・個人情報保護審査会規則第３条第２項に基づき、審査会が成立していることを報告する。 会長が選任されるまでの間、事務局が進行を務める。 議事の(1)「会長の選任」についてであるが、審査会規則第２条第１項に「委員の互選により定める」と規定されているため、委員からの意見を求める。
上田委員	柴田委員が適任であると考える。
事務局 （佐京）	柴田委員というご意見がある、柴田委員はどうか。
柴田委員	了承する。
事務局 （佐京）	会長は、柴田委員に決定する。以後の進行は、柴田会長にお願いする。
柴田会長	会長に選任していただいた柴田である。充実した審査会となるよう努力するため、よろしくお願いする。 それでは、次第に従って進める。議事の(2)「会長職務代理者の指名」についてだが、会長職務代理者を竹田委員にお願いしたい。
竹田委員	了承する。
柴田会長	次に議事の(3)「会議録署名委員の指名」について、事務局から何かあるか。
事務局 （佐京）	本日の会議録の署名委員の指名についてである。審査会が終わると毎回会議録を作成し、内容について各委員の確認後、会長および署名委員から署名をもらっている。 秋田市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第８条第３項に、会

議録は会長と会長が指名する１名の委員の署名をもって確定するとの規定があるため、柴田会長から今回の会議録署名委員を指名していただきたい。

柴田会長　会議録署名委員は名簿順にしたい。今回は、上田委員とする。

上田委員　了解した。

柴田会長　報告５に入る。事務局より説明を求める。

事務局（小玉）　最初に、「令和４年度情報公開制度の運用状況」について報告する。報告資料１は、開示請求の処理状況や実施機関別の決定内容など全体的な数値をまとめたものである。

処理状況は、過去５か年度分の開示請求の状況を表にしており、処理状況は５項目に分かれている。①請求があった公文書の内容を黒塗りすることなく、あるがままの状態で見せる開示、②公文書の一部に氏名、住所などの個人情報といった不開示情報が含まれる場合に、その部分だけを黒塗りして見せる部分開示、③公文書の全部に不開示情報が記録されていて、全てを開示しない不開示、④そもそも公文書を保有していない不存在、⑤例えば、特定の個人に関して、生活保護の受給資格についての開示請求があった場合など、公文書が実際にあるかないかにかかわらず、公文書の存否について回答してしまうと個人情報という不開示情報を開示することとなってしまうような場合の存否応答拒否があり、この５つ以外に、一度提出した請求を本人が取りやめた取下げ、請求権がない方の請求による却下がある。

令和４年度の処理件数は、２０２件、請求者数も５９人とどちらも前年度より少なく、ほぼ令和２年度と同様となっている。

実施機関別の決定内容は、市長宛の請求が最も多く１３２件で、次に上下水道局３０件、教育委員会２５件などとなっている。

続いて、「令和４年度個人情報保護制度の運用状況」であるが、報告資料２の処理状況は、令和４年度は４４件で、処理状況の内訳は開示が３１件、部分開示が１２件、不存在が１件、不開示、存否応答拒否はなかった。

実施機関別決定内容だが、市立秋田総合病院２１件が最も多く、市長が１９件、教育委員会と美大が各２件となっている。

例年示している一覧表は、内容についての説明文と一緒に後日送付予定である。説明は以上である。

柴田会長　事務局の説明に質問はないか。ないようなので、報告を了承する。

次に議事の(4)「行政不服審査法に基づく審査請求について（第１回）」に入る。

※※秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により非公開※

柴田会長	最後に、次第６であるが、委員から何かないか。事務局からはどうか。
事務局 （本田）	審査請求の答申作成まで何度か引き続き集まっていただくこととなるため、日程調整の際には、スケジュールの調整をお願いしたい。また、本日の会議録について、会長と署名委員から署名をいただくこととなっているが、その前にメールで各委員に会議録の案を送付し、確認いただくという手続をとっているため、確認をお願いしたい。
柴田会長	これをもって第２７回秋田市情報公開・個人情報保護審査会を閉会する。